

福山市実証実験まるごとサポート事業に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市実証実験まるごとサポート事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第5条に定める支援内容のうち、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 福山市実証実験まるごとサポート事業に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第6条の規定により、支援の決定を受けた者に限るものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に補助対象事業費明細書（様式第2号）を添えて、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する年度のうち別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、補助金交付決定通知書（様式第3号）又は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付及び不交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内とする。
- 3 第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の対象となる経費に変更が生じた場合は、速やかに補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）に補助対象事業費明細書（様式第2号）を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。
- 4 市長は、前項に定める変更を認めるときは、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。
- 5 補助事業者は、補助金の交付が不要となる場合は、速やかに補助金交付辞退承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 6 市長は、前項に定める補助金の交付の辞退を認めるときは、補助金交付辞退承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の対象経費及び補助率）

第6条 市長は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費の合計額について、50万円を上限に補助金を交付する。

- (1) 謝金
 - (2) 旅費
 - (3) 施設等の使用料・賃借料
 - (4) その他（機器運搬費、安全対策費その他諸経費）
- 2 補助金の額は、前項に規定する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 3 実施要綱第2条第9号に係る補助事業については、第1項の規定にかかわらず、本市ホームページで別に定める金額を上限に補助金を交付する。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第9号）に補助対象事業費明細書（様式第2号）その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第4条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第1項の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

4 前項に規定する書類の提出期限について、市長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、通知された確定補助金額に基づき、補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、市長が補助事業の遂行上特に必要があると認めるときは、市長が定める時期に、補助金の全部又は一部の交付を受けることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱、実施要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定は、当該事業について第8条に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書（様式第13号）により、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第14号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けてこれを市に返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還請求を行うときは、補助金消費税等仕入控除税額返還請求書（様式第15号）により補助金の交付を受けた者に請求するものとする。

（書類の様式）

第13条 第4条第1項の補助金交付申請書その他この要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）6月19日から施行する。